

新潟県市町村総合事務組合財務規則に基づき管理者が定める事項等

平成29年9月1日制定

令和2年9月1日改正

新潟県市町村総合事務組合財務規則（以下「規則」という。）で、管理者が別に定めることとされている事項等について、以下のとおり定める。

（競争入札等の手続）

第1条 規則第38条により管理者が定めることとされている競争入札等の手続は、次の各号に掲げる事項を除き、新潟県の取扱いの例による。

- (1) 新潟県財務規則（以下「県規則」という。）第68条の規定による指名競争入札における参加者数の制限は、再入札には適用しない。また、別に定める要綱に基づく入札等に関する審査会（以下「審査会」という。）において特段の事情があると認める場合は、初度の入札についても適用しないことができる。
- (2) 県規則第77条、第87条及び第87条の2の規定による入札参加の申込みに関する規定は適用せず、新潟市の手続に基づき新潟市が行う入札への参加が認められている者をもって、新潟県市町村総合事務組合の実施する入札の参加対象者とする。ただし、審査会において特別の事情があると認める場合は、それ以外の者を参加させることができる。

（長期継続契約の運用）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約の運用のうち次に掲げる事項については、規則第2条の規定により新潟県の例によらず、次のとおり取り扱う。

- (1) 契約期間が複数年の契約以外も長期継続契約の対象とする。
- (2) 必要に応じ、事業実施年度開始前に契約を締結する。